

参 考 資 料

- 【資料１】 第８１回国民スポーツ大会・第２６回全国障害者スポーツ大会
日南市準備委員会会則
- 【資料２】 第８１回国民スポーツ大会・第２６回全国障害者スポーツ大会
日南市準備委員会推進体制
- 【資料３】 第８１回国民スポーツ大会・第２６回全国障害者スポーツ大会
日南市準備委員会総会から常任委員会への委任事項
- 【資料４】 第８１回国民スポーツ大会・第２６回全国障害者スポーツ大会
日南市準備委員会専門委員会規程
- 【資料５】 第８１回国民スポーツ大会・第２６回全国障害者スポーツ大会
（宮崎県）警備・消防・防災基本方針
- 【資料６】 第８１回国民スポーツ大会・第２６回全国障害者スポーツ大会
（宮崎県）警備・消防・防災基本計画

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会
日南市準備委員会会則

令和 5 年 7 月 1 1 日
設 立 総 会 決 定

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会日南市準備委員会（以下、「準備委員会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 準備委員会は、第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会において、日南市で開催される競技会（以下、「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な準備を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第 3 条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、準備委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第 2 章 組織

(組織)

第 4 条 準備委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱又は任命する。

- (1) 日南市を代表する者
- (2) 日南市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第 5 条 準備委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 5 名以内
- (3) 常任委員 3 5 名以内
- (4) 監事 2 名

(役員を選任)

第 6 条 会長は、日南市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

（役員の職務）

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

（任期等）

第8条 委員及び役員（以下、「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

（顧問及び参与）

第9条 準備委員会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

（会議の種類）

第10条 準備委員会に、次の会議を置く。

（1）総会

（2）常任委員会

（3）専門委員会

（総会）

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指定した者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

（1）競技会の開催に係る基本方針等に関すること。

（2）会則の制定及び改廃に関すること。

（3）事業計画及び事業報告に関すること。

（4）予算及び決算に関すること。

（5）常任委員会に委任する事項に関すること。

（6）その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員等の過半数の出席がなければ開催することができない。ただし、総会に出席できない委員等は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

- 6 総会の議事は、出席委員等（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わったものを含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。

（常任委員会）

- 第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。
- 2 委員長は、会長をもって充てる。
 - 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
 - 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
 - 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
 - 6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは副委員長がその職務を代理する。
 - 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議・決定し、その結果必要に応じて次の総会に報告する。
 - （1）総会から委任された事項に関すること。
 - （2）専門委員会の設置及びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること。
 - （3）総会を招集するいとまがない緊急な事項に関すること。
 - （4）その他委員長が必要と認める事項に関すること。
 - 8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会について準用する。
 - 9 第8条の規定は、常任委員会の任期等について準用する。

（専門委員会）

- 第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。
- 2 専門委員会は、常任委員会から委任又は付託された事項について調査・審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
 - 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
 - 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

（会長の専決処分）

- 第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により、専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

（事務局）

- 第15条 準備委員会の事務を処理するため、日南市教育委員会事務局生涯学習課国スポ・障スポ準備室内に事務局を置く。
- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

（経費）

第16条 準備委員会の経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる。

（予算及び決算）

第17条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

（会計年度）

第18条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 準備委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 補則

（委任）

第19条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

（解散）

第20条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

附 則

（施行期日）

1 この会則は、令和5年7月11日から施行する。

（経過措置）

2 準備委員会の令和5年度における会計年度は、第18条第1項の規定にかかわらず前項に定める日から、令和6年3月31日までとする。

附 則（令和6年4月1日改正）

この改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
日南市準備委員会推進体制

総会【審議・議決】 ※第11条関係

- | | |
|----------------------|--------------------|
| (1) 競技会の開催運営に関する基本方針 | (4) 予算及び決算 |
| (2) 会則の制定及び改廃 | (5) 常任委員会に委任する事項 |
| (3) 事業計画及び事業報告 | (6) その他重要な事項の審議・決定 |

委 任

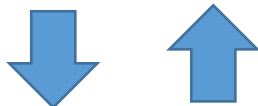


報 告

常任委員会【審議・決定】 ※第12条関係

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| (1) 総会から委任された事項 | (3) 総会を招集するいとまがない緊急事項 |
| (2) 専門委員会の設置・付託・委任事項 | (4) その他委員長が必要と認める事項 |

付託・委任



報 告

専門委員会【調査・審議】 ※第13条関係

常任委員会から委任又は付託された事項について調査・審議し、その結果を常任委員会に報告

- 総務企画委員会：総合計画、財務、広報、市民協働、歓迎、接伴など
- 競技式典委員会：競技会場、施設整備、式典など
- 宿泊衛生委員会：宿泊、医事、食品環境衛生など
- 輸送交通委員会：輸送、交通、警備、消防防災など

準備委員会事務局

日南市教育委員会事務局生涯学習課国スポ・障スポ準備室内

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
日南市準備委員会総会から常任委員会への委任事項

令和5年7月11日
第1回総会決定

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会日南市準備委員会会則
第11条第4項第5号に基づく総会から常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 開催準備の総合企画及び運営に関すること
- 2 財務、広報、市民運動及び観光・接伴に関すること
- 3 競技、式典及び施設に関すること
- 4 宿泊及び医事・衛生に関すること
- 5 輸送・交通、消防防災・警備に関すること
- 6 その他会務に必要な事項に関すること

資料 4

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会日南市準備委員会 専門委員会規程

（趣旨）

第 1 条 この規程は、第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会日南市準備委員会会則第 13 条第 3 項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（委員会の種類等）

第 2 条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

（役員）

第 3 条 委員会に次の役員を置く。

（１）委員長 1 名

（２）副委員長 若干名

2 委員長及び副委員長は、第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会日南市準備委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

（会議）

第 4 条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（部会）

第 5 条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

（委任）

第 6 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、令和 5 年 1 1 月 1 日から施行する。

別表(第2条関係)

名 称	付託事項	委任事項
総務企画専門委員会	1 総務企画に関すること。 2 広報に関すること。 3 市民運動に関すること。 4 観光・おもてなしに関すること。 5 他の専門委員会に属さない事項に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
競技式典専門委員会	1 競技運営に関すること。 2 競技会場に関すること。 3 式典に関すること。 4 その他競技式典に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
宿泊衛生専門委員会	1 宿泊に関すること。 2 医事及び衛生に関すること。 3 環境衛生及び食品衛生に関すること。 4 その他宿泊衛生に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
輸送交通専門委員会	1 輸送及び交通に関すること。 2 消防防災及び警備に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会
(宮崎県) 警備・消防・防災基本方針

令和 5 年 2 月 1 日
第 11 回常任委員会決定

1 趣旨

第 81 回国民スポーツ大会及び第 26 回全国障害者スポーツ大会（以下「両大会」という）における警備・消防・防災対策については、警察、消防、医療等の関係機関及び団体との緊密な連携のもとに、警備・消防・防災体制の確立を図り、安全かつ円滑な両大会の運営が行われるよう万全を期するものとする。

2 実施区分

(1) 警備対策

開・閉会式会場、競技会場、練習会場、宿泊施設及び沿道等（以下「会場等」という。）における事件・事故防止を重点とした適切な警備に関する諸対策を講じる。

また、両大会期間中には、関係機関及び団体の協力を得て、防犯対策を推進し、犯罪の防止に努める。

(2) 消防防災対策

会場等の火災その他の災害予防並びに災害発生時における情報収集・伝達、避難誘導、救急・救助等に関する諸対策を講じる。

また、大会期間中の火災その他の災害予防及び発生時の被害軽減を図るため、関係機関及び団体等の協力を得て、防火・防災意識の高揚を図る。

(3) 大規模災害・突発重大事案対策

会場等での大規模災害及び突発重大事案発生時における情報収集・伝達、避難誘導、救急・救助等に関する諸対策を講じる。

(4) 関係機関及び団体との連絡調整

県及び会場地市町村は、関係機関及び団体と緊密な連携を保つとともに、情報連絡体制を確立し、警備・消防・防災対策の円滑な推進を図る。

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
(宮崎県) 警備・消防・防災基本計画

令和6年2月5日
第13回常任委員会決定

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会警備・消防・防災基本方針に基づき、県及び会場地市町村は、警察、消防、医療等の関係機関及び団体（以下「関係機関及び団体」という。）と相互に緊密な連携を図り、第81回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）及び第26回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）の次に掲げる業務を実施する。

1 実施業務

(1) 自主警備業務

- ア 自主警備体制の確立に関すること。
- イ 雑踏事故、事件等の防止に関すること。
- ウ 交通整理誘導に関すること。
- エ 関係機関及び団体との緊密な連携に関すること。

(2) 消防・防災業務

- ア 火災その他の災害予防に関すること。
- イ 火災その他の災害発生時の情報収集・伝達、避難誘導及び消防・防災体制（救急・救助体制を含む。）の確立に関すること。
- ウ 関係機関及び団体との緊密な連携に関すること。

(3) 大規模災害・突発重大事案対策業務

- ア 発生に備えた連絡調整体制及び臨時組織体制の整備確立に関すること。
- イ 発生時の情報収集・伝達、避難誘導及び救急・救助体制の確立に関すること。
- ウ 発生時の関係機関及び団体との緊密な連携に関すること。

2 実施場所

(1) 県

- ア 国スポ及び障スポ（以下「両大会」という。）における開・閉会式会場及び主催する関連イベント会場並びにその周辺
- イ 国スポにおける県外開催競技の競技会場、練習会場及び宿泊施設並びにその周辺
- ウ 障スポにおける競技会場、練習会場及び宿泊施設並びにその周辺

(2) 会場地市町村

- ア 国スポにおける競技会場、練習会場、宿泊施設及び主催する関連イベント会場並びにその周辺
- イ 障スポにおける競技会場、練習会場及び宿泊施設並びにその周辺

3 業務内容

(1) 両大会準備期間中

別記1「両大会準備期間中における実施細目」のとおりとする。

(2) 両大会開催期間中

別記2「両大会開催期間中における実施細目」のとおりとする。

(3) 障スポにおける連携

上記別記1及び別記2の各実施細目に掲げる業務については、県と会場地市町村が連携して実施する。

4 その他

(1) 広域配宿に係る実施業務

国スポにおける広域配宿に係る実施業務については、広域配宿を実施する会場地市町村が県と連携を図り、当該配宿先を所管する関係機関及び団体と協議し、必要な対策を推進する。

(2) 事件・事故防止対策及び防火・防災対策の推進

県及び会場地市町村は、事件・事故防止対策及び防火・防災対策推進のため、関係機関及び団体へ諸対策の協力を依頼する。

(3) その他

この計画に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。